

高齢者の補聴器購入費を助成します

聴力機能の低下により、日常生活のコミュニケーションに支障のある中等度難聴の高齢者を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 象 者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- (2) 市内に住所を有する満65歳以上の方
- (3) 両耳それぞれの聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方
(指定医が作成した医師意見書が必要)

※市内の指定医は、公益財団法人丹後中央病院 耳鼻咽喉科、のぶはらクリニックです

- (4) 補装具費の支給の対象とならない方
- (5) 市町村民税非課税の方又は生活保護世帯

助 成 額 及 び 条 件

補聴器本体（イヤモールド含む）購入費用として

- ※ 1人1回限り
- ※ 交付対象経費に1/2を乗じて得た額で、20,000円が上限です。
- ※ 台数に関わらず購入費用に対して助成します。
- ※ 受診費用、修理費等は対象となりません。
- ※ 交付決定通知の前に購入したものは対象となりません。

※手続きの流れは裏面

助成金支給までの流れ

① 対象者要件を確認(表面)

② 耳鼻咽喉科を受診する

都道府県知事が指定した医師に「医師意見書(様式第2号)」(以下(意見書)という。)を依頼してください。

※受診や意見書作成に係る費用は自己負担です。

「意見書・意見書」受取場所：障害者福祉課、各市民局(峰山を除く)、市ホームページ

③ 助成金交付申請書を提出する

提出書類：申請書(様式第1号)・意見書・補聴器の見積書

提出場所：障害者福祉課、各市民局(峰山を除く)

④ 市が交付決定通知書を送付する

助成決定者に「交付決定通知書」及び「助成金交付請求書」を送付します。

⑤ 補聴器を購入する

補聴器を購入し、業者から「領収書」を受け取る。

⑥ 助成金を請求する

提出書類：助成金交付請求書・領収書(原本)・通帳の写し

提出先：障害者福祉課、各市民局(峰山を除く)

助成金を指定口座へ振込みます。

【問い合わせ先】

京丹後市 健康長寿福祉部障害者福祉課

〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 691 番地

TEL：0772-69-0320 FAX：0772-62-1156